

日精協発第 18094 号
平成 30 年 8 月 2 日

厚生労働省
医政局長 吉田 学 殿

公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學

「社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し」に関する要望

社会医療法人等の認定要件・承認要件において、全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならない「社会保険診療等」の事業収入の内容に障害福祉サービスの収入を加えることを要望する。

厚生労働省の平成 30 年度税制改正要望事項「社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し」では、「『社会保険診療収入等』に、介護、助産及び予防接種の収入を追加する。」こととされ、障害者総合支援法による障害福祉サービス等は除外されている。

国は「入院医療中心から地域生活中心」という理念を示し、当協会の会員病院は、地域移行、地域定着化を進めるため地域と連携を図り、介護だけでなく、障害のある方たちへも福祉サービスを提供し公共的役割を担っている。

地域のニーズに一層応えるために、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス給付についても介護保険法の保険給付等と同様に社会保険診療収入等に加えるよう、強く要望する。